

議案第 28 号

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 15 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例

川崎市火災予防条例（昭和 48 年川崎市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中「ドロップイン式こんろ、キャビネット型グリル付こんろ」を「組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ」に、「卓上型グリル付こんろ」を「グリル付こんろ・グリドル付こんろ」に、

「

電気 こんろ	電気 不燃以外	4.8キロワット以下 (1口当たり2キロワットを超え3キロワット以下)	100	2	2	2
			—	20 (注8)	—	20 (注8)
			100	2	2	2
			—	15 (注8)	—	15 (注8)
		4.8キロワット以下 (1口当たり1キロワット以下)	100	2	2	2
			—	10 (注8)	—	10 (注8)
			100	2	2	2
			—	10 (注8)	—	10 (注8)

		不燃	4.8キロワット以下 (1口当たり3キロワット以下)	80	0	—	0			
				—	0 (注8)	—	0 (注8)			
電気レンジ	電気	不燃以外	4.8キロワット以下 (1口当たり2キロワットを超え3キロワット以下)	100	2	2	2			
				—	20 (注8)	—	20 (注8)			
				—	10 (注9)	—	10 (注9)			
			4.8キロワット以下 (1口当たり1キロワットを超え2キロワット以下)	100	2	2	2			
				—	15 (注8)	—	15 (注8)			
				—	10 (注9)	—	10 (注9)			
		不燃	4.8キロワット以下 (1口当たり3キロワット以下)	80	0	—	0			
				—	0 (注8)	—	0 (注8)			
		電磁誘導加熱式調理器	電気	不燃以外	こんろ形態のもの	4.8キロワット以下 (1口当たり3キロワット以下)	100	2	2	2
						—	10 (注8)	—	10 (注8)	
不燃	こんろ形態のもの			4.8キロワット以下 (1口当たり3キロワット以下)	80	0	—	0		
					—	0 (注8)	—	0 (注8)		

」

を

「

電気調理用機器	電気	不燃以外	電レンジ、電磁加熱器の形のもの。 電レンジの電加熱の制限	この部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	4.8キロワット以下 (1口当たり2キロワットを超え3キロワット以下)	100	2	2	2
					—	—	20 (注8)	—	20 (注8)
					—	—	10 (注9)	—	10 (注9)
					4.8キロワット以下 (1口当たり1キロワットを超え2キロワット以下)	100	2	2	2
					—	—	15 (注8)	—	15 (注8)
					—	—	10 (注9)	—	10 (注9)
		不燃	電レンジ、電磁加熱器の形のもの。 電レンジの電加熱の制限	この部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	4.8キロワット以下 (1口当たり1キロワット以下)	100	2	2	2
					—	—	10 (注8) (注9)	—	10 (注8) (注9)
					5.8キロワット以下 (1口当たり3.3キロワット以下)	100	2	2	2
					—	—	10 (注9)	—	10 (注9)
					4.8キロワット以下 (1口当たり3キロワット以下)	80	0	—	0
					—	—	0 (注8) (注9)	—	0 (注8) (注9)
この部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8キロワット以下 (1口当たり3.3キロワット以下)	80	0	—	0				
	—	—	0 (注9)	—	0 (注9)				

」

に改め、同表備考第11項中「離隔距離（）」の次に「この部分の全部が電磁誘導加熱式調理器でない場合における」を加え、同表備考第12項中「電気レンジでこの部分の全部が電磁誘導加熱式調理器の場合の本体上方の側方又は後方の距離（発熱体の外周からの距離）」を「機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（この部分の全部が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離）」に

改める。

## 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 参考資料

## 制 定 要 旨

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、電気調理用機器等に係る火災予防上安全な離隔距離を定めること等のため、この条例を制定するものである。